

あなたの賃金は

最低賃金以上ですか？

2025年度地域別最低賃金額(時間額、2025年10月～2026年9月まで適用)

地方	(円)	福島	1033	神奈川	1225	岐阜	1065	兵庫	1116	山口	1043	長崎	1031
北海道	1075	茨城	1074	新潟	1050	静岡	1097	奈良	1051	徳島	1046	熊本	1034
青森	1029	栃木	1068	富山	1062	愛知	1140	和歌山	1045	香川	1036	大分	1035
岩手	1031	群馬	1063	石川	1054	三重	1087	鳥取	1030	愛媛	1033	宮崎	1023
宮城	1038	埼玉	1141	福井	1053	滋賀	1080	島根	1033	高知	1023	鹿児島	1026
秋田	1031	千葉	1140	山梨	1052	京都	1122	岡山	1047	福岡	1057	沖縄	1023
山形	1032	東京	1226	長野	1061	大阪	1177	広島	1085	佐賀	1030		

最低賃金は都道府県ごとに決められており、時間額（一時間あたりの賃金額）で表示されます。

タクシー業界では、営業収入の落ち込みや足切り以下の低賃率により、最賃に違反する例がすくなくありません。歩合給賃金の場合、月給を時間額に直して比較します。その計算

した時間額が、地域の最賃を下回っていたら違法で、過去3年までさかのぼって差額を請求できます。

しかし、法律違反であっても、会社を相手に給与を是正させるのは、ひとりでは困難です。

自交総連に入って、力をあわせて改善しましょう。

最低賃金の計算例

●最低賃金は時間額で比較します

歩合給の時間額＝歩合給÷総労働時間

固定給の時間額＝固定給÷所定労働時間

両方ある場合は、それぞれ計算して足し合わせます

●対象にならない賃金

①臨時に払われる賃金②賞与・一時金③時間外・休日・深夜割増賃金④精皆勤手当・家族手当・通勤手当——これらは計算から除外して比較します

●計算例

45%のオール歩合賃金（45%のうち歩合給が40%、割増賃金5%）で、労働時間は1か月230時間（所定170、時間外60時間）、營收が60万円だったとします

最低賃金の対象となる賃金 …… 60万円 × 40% = 24万円（割増賃金は除外）

その時間額 …… 24万円 ÷ 230時間 = 1043円

1043円が、その地方の最低賃金を下回っていれば違法です

